

Client Alert

July 2016

EU 離脱が英国の税制に与える影響

ベーカー&マッケンジーでは、ロンドン事務所を中心に、英国が EU を離脱することとなった場合、英国で事業を営む多くの企業にどのような影響があり得るかを検討し、クライアントアラートを発行しています。今回はロンドン事務所が作成した、税務に与える影響について解説したニュースレターを、日本語版にてお送りします。

背景

2016年6月23日に実施された英国国民投票では、欧州連合（EU）離脱派が51.9%、残留派が48.1%と、過半数の国民が EU からの離脱を望んでいるという結果となりました。

政治的にも経済的にも混乱がみられる中、国民投票の結果は、英国が「連合」王国であり続けられるか、また、EU が「連合」を維持できるかといった問題を突き付けました。スコットランドでは、EU 残留を望む割合が62%と、離脱派38%を引き離す結果となっています。このような状況の中で、スコットランド行政府の首相は、独立を問う二度目の住民投票を行う可能性（"highly likely"）を示唆し、スコットランドが EU から除外される可能性に直面することは民主主義の観点から受け入れられない（"democratically unacceptable"）と述べています。また、英国の国民投票の結果は、他の EU 加盟国に対してドミノ効果を及ぼすと、多くのコメンテーターや欧州の政治家たちの間では考えられています。特筆すべきは、フランスやオランダ、スウェーデン、イタリアの EU 懐疑派政党の党首たちが、自国での国民投票を既に求めていることです。

BREXIT に関する特設ウェブサイト

ベーカー&マッケンジーでは、ロンドン事務所を中心に、英国が EU を離脱することとなった場合、日本企業を含め英国で事業を営む多くの企業にどのような影響があり得るかを検討し、企業が今後検討していくべきチェックリスト（[checklist](#)）を作成しています。当該チェックリストの日本語訳を含む日本語版クライアントアラート（[BREXIT 今後の展開（含チェックリスト）](#)）も合わせてご参照下さい。

また、ベーカー&マッケンジー法律事務所（東京）でも、[BREXIT に関する特設ウェブサイト](#)を開設しています。随時情報を更新していますので、こちらもご参照頂ければ幸いです。

英国 EU 離脱の憲法上の意味合い

直後の影響

英国が EU から脱退する際の正式手順は、リスボン条約第 50 条によります。第 50 条は、加盟国がどのように EU を離脱するかについての基本的な手順を規定しています。第 50 条は、交渉役の選任方法、2 年の交渉期限（更新可能）、及び合意を成立させる（特定多数決による）又は 2 年の期限を延長する（全会一致による）にあたって基準となる議決の取決めについて、規定しています。

第 50 条は、脱退する加盟国のみが欧州理事会に対して「離脱」通告の時期を決定することができる旨を明確にしていますので、第 50 条を発動させるか否か及びその時期は英国政府のみが決定できます。この機構において欧州連合が加盟国を「立ち退かせる」ことはできません。英国の新首相であるテリーザ・メイ首相は、2016 年中に離脱の手続を開始するつもりはないと表明しています。

離脱手続に要する期間にかかわらず、一つ明確なことは、英国がその期間中は EU 加盟国であり続け、よって、EU 法が英国において引き続き有効であることです。

今後の英国・EU 間の関係

EU と英国との関係の重要性に鑑みて、英国政府は今後も EU との間で一定の公式な関係を維持せざるを得ないでしょう。その関係がどのようなものになるか、また、英国及び EU が如何にしてそのような関係に到達することになるかは現時点では知りえません。多くのコメンテーターや専門家は英国の今後の EU との関係に関して、以下のような見解を表明しています。

- (a) EU と EU 非加盟国との間で確立されている関係と類似するもの（例えば、ノルウェー、トルコ、スイス等は EU との間で各国独自の関係を構築している）
- (b) 英国と EU 間で締結されている自由貿易協定（及び、英国と EU 非加盟国間で締結されている一連の二国間自由貿易協定）に基づくもの
- (c) 財及びサービスの双方に適用される世界貿易機構のルールに基づくもの（これは最後の手段となる）

上記の(a)において、ノルウェーの EU との関係には人の自由な移動と EU に対する拠出の双方が含まれており、また、スイスの EU との関係にも EU に対する拠出が含まれていることは特筆すべき点です。ロンドン及びブリュッセルの専門家のほとんどが、第 50 条は加盟国の脱退の条件を定めることについてのみ規定するものであるという点で意見が一致していることは重要です。今後の英国と EU との間の貿易協定（ないしはこれらに類する事項）は第 50 条に基づき開催される協議とは別の手続きにより締結されることになると予想されます。

EU 離脱が英国の税制に与える影響

英国内で法令化されている EU 由来の税法令は、概して、企業に公平な環境を提供し、国際取引における税の障壁を取り除くことを意図しています。EU 加盟国は、税制に係る自己の権限を、EU 法（及び EU 法で定められている基本的な自由移動のルール）を遵守して行使することが求められます。例えば、英国では、EU 法との整合性を確保するため、被支配外国法人（Controlled foreign companies、CFC）と損失控除（Loss relief）に関する国内法の改正を行っています。このように、国内法として既に施行されている EU 法と自由移動のルールの効力は継続することから、EU 離脱の国民投票の結果は、短期的には英国の租税環境に大きな影響は及ぼさないと考えられます。

また、英国の税制は、今後も他の国際的な動向の影響を受けます。特に OECD の影響は強まると考えられます。英国のみならず、EU 加盟国を含む多くの国・地域において、OECD の BEPS プロジェクトからの勧告に沿った税制整備に向けての努力が期待されています。

直接税

最終的な EU 離脱により、英国は、長期的には、直接税に関する EU 指令からの制約を受けない代わりに便益も得ないという状況になります。現在検討されている直接税分野の EU 指令も複数あり、例えば、欧州委員会（EC）によるタックス・ルーリングと国家補助（State Aid）に関する調査、欧州委員会によるタックス・ルーリングに関する情報交換を含む税の透明性に対する取組み、欧州委員会による法人税行動計画（共通連結法人税課税標準（Common Consolidated

本クライアントアラートに関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

小埜 由紀子
税務・移転価格グループ
シニア・ディレクター
03 6271 9524
yukiko.komori@bakermckenzie.com

ペーカー&マッケンジー法律事務所
(外国法共同事業)

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

Corporate Tax Base、CCCTB)に係る指令案を含む)、及び最近合意された EU 租税回避防止指令 (一般的租税回避防止規定と並行して、CFC ルール、利子損金算入制限規定、出国税、ハイブリッドミスマッチに係る規定を含む) があります。

一方で、EU の利子・ロイヤルティ指令 (EU 域内でのグループ会社間の利子・ロイヤルティ支払に対する源泉税の排除) や親子会社指令 (グループ会社間の配当支払に対する源泉税の排除) からの便益を受けられなくなる可能性が考えられます。英国の広域な租税条約網により利子源泉義務は軽減・排除され、国内法により配当源泉税は課されないとしても、これらの EU 指令の便益を喪失することにより、英国の統括会社設置国としての魅力が失われる可能性があります。但し、逆に、EU 離脱によって、英国は、EU 加盟国が EU 法の制約により導入できない企業に有利な制度を導入できるようになる可能性もあります (税制面のみならず、会社法や金融制度の面でも)。

間接税及び関税

VAT (Value Added Tax) は英国政府の重要な税収源であり、当該制度は今後も維持されると考えられますが、EU 離脱後は、例えば、特定の分野を支援する目的で特定のサービスに対する税率をゼロ又は免税とする等、独自の制度を導入することが可能となります。長期的に大きな変更が予想されるのは、関税です。

英国が EU 又は EU が既に通商協定を締結している他の諸国と交渉する協定においては、以下の要素が考慮されると考えられます。

- (a) 英国と EU との間の輸出入において課せられる関税 (及び輸入 VAT) と、輸出入申告に係る事務的負担
- (b) 英国と、EU が既に通商協定を締結している他の諸国との間の輸出入において課せられる関税 (但し、輸入 VAT 及び輸出入申告は必要)